

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成30年（行ウ）第392号
事 件 名	憲法53条違憲国家賠償等請求事件
判決年月日	令和3年3月24日
判 示 事 項	<p>1 国会議員が、参議院の総議員の4分の1以上の一人として憲法53条後段及び国会法3条に基づき次に臨時会の召集の決定を要求をした場合において、内閣が20日以内に臨時会を召集することができるように召集を決定する義務を負うこと又は当該国会議員が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たるか（消極）</p> <p>2 国会議員からの臨時会召集要求に対する内閣の召集決定が相当な期間内にされなかったこと等を理由とする国家賠償請求の可否（消極）</p>
判 決 要 旨	<p>1 国会議員が、参議院の総議員の4分の1以上の一人として憲法53条後段及び国会法3条に基づき次に臨時会の召集の決定を要求した場合において、内閣が20日以内に臨時会を召集することができるように召集を決定する義務を負うこと又は当該国会議員が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらない。</p> <p>2 国会議員が国会議員として有する国会召集の決定の要求権等の権限は、国家賠償法1条1項の規定に基づく損害賠償請求権の存在を基礎づけるに足りる法律上保護された利益とは認められず、国会議員からの臨時会召集要求に対する内閣の召集決定が相当な期間にされなかったこと等を理由として、国家賠償請求をすることはできない。</p>
事案の概要	<p>本件は、衆議院及び参議院の各総議員の4分の1以上の議員が、平成29年6月22日、憲法53条後段及び国会法3条に基づき連名で内閣に対し臨時会の召集決定を要求した（以下「本件召集要求」という。）ところ、内閣が臨時会の召集を決定したのは同年9月22日であったことについて、本件召集要求をした参議院議員の一人であるXが、内閣がした上記の臨時会の召集の決定又は内閣が少なくとも92日間にわたって本件召集要求に対応する臨時会の召集を決定しなかったこと（以下、92日間にわたり臨時会の召集を決定しなかったことと、上記臨時会召集の決定を総称して「本件不作為等」という。）が臨時会の召集要求について定める憲法53条後段に違反するとして、Xが次に参</p>

議院の総議員の4分の1以上の一人として連名で臨時会の召集の決定を要求した場合に、主位的には内閣が20日以内に臨時会を召集することができるようにその召集の決定をする義務を負うことの確認、予備的にはXが20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求めるとともに、本件不作為等により、臨時会の召集の決定を要求する権能だけではなく参議院議員として有する諸権能も長期間にわたり行使することができなかったという損害を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

訟務月報

68巻5号